

○外郭団体経営検討委員の設置に関する規則

平成21年3月30日

規則第25号

(設置)

第1条 本市の外郭団体（本市の出資（出捐を含む。）の割合又は人的若しくは財政的援助の状況を考慮して市長が定める法人をいう。以下「外郭団体」という。）の経営の健全化を促進するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第174条第1項の規定により、外郭団体（経営が著しく悪化しているおそれのあるものに限る。）の経営状況の評価等を行うとともに、外郭団体の経営に関する事項その他外郭団体に関する重要な事項について調査し、市長に必要な助言をする外郭団体経営検討委員を置く。

2 外郭団体経営検討委員は、外郭団体の経営等に関し優れた識見を有する者のうちから市長が選任する。

3 外郭団体経営検討委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることができる。

(庶務)

第2条 外郭団体経営検討委員の庶務は、総務局行政DX推進部行政改革推進課において処理する。

(令3規則41・令5規則37・令6規則1・一部改正)

附 則

この規則は、平成21年3月31日から施行する。

附 則（平成22年規則第95号）

この規則は、平成22年5月31日から施行する。

附 則（平成23年規則第19号）抄

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（令和3年規則第41号）抄

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年規則第37号）抄

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年規則第1号）抄

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。